

重化学工業資本の強蓄積と租税政策

藤岡純一

目次

序章

第一章 重化学工業資本の強蓄積と租税政策の役割

第一節 重化学工業資本の強蓄積と不均等発展

第二節 強蓄積過程の財政政策における租税政策の位置

第二章 強蓄積税制

第一節 巨大な固定資本投資と税制

一、減税における損益計算機構と税率

二、巨大な固定資本投資と企業減税

第二節 主力工業構成と企業課税

一、工業部門間の不均等発展と租税政策

二、鉄鋼業と繊維工業における企業減税形態

序章

昭和二十年代から三十年代にかけての産業構造の変化、すなわち、繊維工業などの軽工業中心の産業構造から、鉄鋼・

重化学工業資本の強蓄積と租税政策（藤岡）

石油化学・機械工業などの重化学工業中心の産業構造への変化、しかもその重化学工業資本の強蓄積の展開を前提として、重化学工業資本の一層の強蓄積を促進するための財政政策が展開された。本稿では、昭和三十年から四五年までを「高度成長」期とし、その間の強蓄積を支えた租税政策に焦点をあてつつ、その構造と、それがもたらした矛盾を解明する。

もちろん、経済過程における矛盾は、経済それ自体の法則によって主要には規定されるものであり、租税政策はそれを促進するものにはすぎない。またそれは租税だけではなく、財政全体と関っているのであるが、より具体的な構造を明らかにするために、本稿では、財政全体の中における租税政策の位置づけを行ないつつ、それに限定して、どのような形態で租税政策が経済過程における矛盾の顕在化と関っているかを

実証的に明らかにする。

ところで、その租税政策の形態それ自体は経済過程の変化、それも軽工業中心の蓄積から素材重化学工業資本中心の蓄積への変化によって規定されているのであり、そのような租税政策の形態変化を通じて経済過程における矛盾が促進されたのである。

戦後日本の企業課税政策についてのこれまでの代表的な見解は、一方では、「高度成長」期における政府の諸計画にみられるような「成長」を一層促進する立場からの議論である。他方では、「成長」が同時に富と貧困の両極への集中の過程であり、それを租税政策が促進したとする見解である。

まず前者の見解について検討しておこう。

昭和三二年に経済審議会から答申され、政府によって決定された「新長期経済計画」には、その目的とそれに添った租税政策について次のように述べられている。

「この計画の主要な目的は経済の安定を維持しつつできるだけ高い経済成長率を持続的に達成することによって、国民生活水準の着実な向上をはかりつつ、完全雇用の状態に接近することに⁽¹⁾おかれている。」

「資本蓄積の増強をはかりつつ投資と貯蓄の均衡保持に⁽²⁾つとめ通貨価値を安定させること、目標とする経済成長を実現するため、その支えとなる基幹部門への所要資金の流入を確保することは、財政金融の中心的な役割であり……」

「資本蓄積の推進のため財政に対して要望される点は、第一に民間蓄積の増強に資するための租税負担の軽減であり、第二に産業基盤の育成強化のための投資を確保する事である。」⁽³⁾
そして、資本蓄積の推進としての企業課税政策について次のように述べている。

「企業の減価償却制度を常に適正ならしめるようにし、法人税負担の軽減とともに企業の内部留保の増大と資本構成の是正の実現に努力すべきである。」⁽⁴⁾

「高い経済成長率」の達成が、即「国民生活水準の向上をはかる」ことになるかどうかは別としても、この計画では、「高い経済成長率」の達成に最大の主眼が置かれ、そのために資本蓄積を推進する財政政策を遂行し、その一環として、法人税負担の軽減と内部留保の増大をはかることが政策として打ち出されている。

この計画は、税制調査会の答申に具体化され、「高度成長」

期を貫く租税政策の柱⁽⁵⁾になっており、現実⁽⁶⁾にこのような租税政策が、高い経済成長率を持續させるのに貢献してきた。

しかしながら、「高度成長」過程は自らの内部に矛盾をはらんでいたのであって、その矛盾は「高度成長」過程が重化学工業資本中心の蓄積、とりわけ素材重化学工業資本中心の蓄積であったことそのものうちにあるのである。そして、「高度成長」下における企業減税形態の具体的な研究は、それが極めて特定部門における減税に集中していたことを示しているのである。

政府の諸計画の中には、「高度成長」過程が構造的に持つ矛盾と、それを促進した租税形態についての議論が全くみられないのであり、「高度成長」政策の破綻した今日まで、今なお基本的には租税政策に変更はみうけられないのである。このような政府の租税政策を、実質的公平の立場から批判している代表的な見解に、谷山治雄氏の見解がある。氏は、国家独占資本主義における租税政策について次のように述べられている。

「独占資本主義の段階、そして国家独占資本主義が強化されつつある時代における租税政策は、税負担の増大、労働者階級をはじめとする人民にたいする大衆的収奪と独占にたいする減免税特権の強

重化学工業資本の強蓄積と租税政策（藤岡）

化、ブルジョア民主主義的租税原則である負担公平の原則の破壊、租税法主義のじゅうりん等の特徴とするが、これはもちろんわが国においても例外ではない。それどころか、戦後のわが国においては、敗戦とアメリカ帝国主義による占領支配、独占資本の急速な復活と強蓄積の過程で、このような国家独占資本主義的税収奪は、世界に冠する激しさをもってすめられてきたのである⁽⁶⁾。

また氏は、企業課税について、税率引下げと租税特別措置による企業減税を批判された後に次のように述べている。

「企業課税の根本問題は、税負担の実質的公平を実現するという見地から、まずその根本的性格を科学的に明確にすることであり、次に、企業課税の軽減は、いかなる名目でその緊要性を説こうとも、大衆課税の軽減との関連で考慮されなければならない⁽⁷⁾。」

谷山治雄氏は、このように「実質的公平を実現する」見地から、一方で独占資本に対する減免税特権の強化と、他方での租税による大衆収奪の強化を強く批判されている。そして氏は、広義の租税特別措置による特惠的減税額を計算され一層氏の見解に説得力を持たせておられる。

この租税を通じる富と貧困の両極への集中の促進は、租税を通じる階級闘争の一層の激化として現われる⁽⁸⁾。

本稿において、私は氏の見解を一層発展させ、より具体的な日本資本主義の構造と、それとの関りにおける具体的な企

業減税形態の変化を明確にする。そのことによって日本資本主義の現段階において顕在化している矛盾の構造がより重層的に明らかになると考へる。

「高度成長」過程における租税政策は、産業構造の変化に規定されてその形態を変化させつつ、重化学工業資本の強蓄積を一層推進したのであるが、同時に、それがゆえに、工業部門間の不均等発展という矛盾を生み出し、その結果、重化学工業資本の過剰生産を一層促進したのである。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

- (1) 経済企画庁編『新長期経済計画』二ページ
- (2) 同右 六ページ
- (3) 同右 二〇ページ
- (4) 同右 一九ページ
- (5) 「国民所得倍増計画」においても、「高度成長を維持する」ための租税政策として、「企業の資本減耗引当と法人留保については、企業の減価償却制度の適正化、法人税負担の軽減など税制面の適正な配慮を行なって一層の充実を図ること」の必要性が述べられている。
- (6) 谷山治雄「最近における租税政策の特徴——現代日本の国家独占資本主義と租税政策——」月刊『経済』第六号一九六三年九月発行所収 五四ページ
- (7) 谷山治雄著『租税政策論』一九六九年七月発行 一四一ページ

(8) 例えば、谷山氏は昭和四十年年度の租税特別措置(広義)による租税減免額を八九〇九億円であると試算されている。

(独占本位の減免税額の内容——租税特別措置(広義)による租税減免額にかんする試算——)月刊『経済』一九六六年一月号 一二五ページ)

また、昭和四八年度における租税特別措置による減免税額を五兆二七三億円と推計されている。(谷山治雄著『税制改革』一九七四年五月発行 一四七ページ)

(9) 「一方で大企業課税の問題、つまり租税負担の公平をたえず呼び出すような問題である。他方では国民経済発展の原動力である資本蓄積と課税、また企業や利潤の課税の問題である。資本主義経済ではこの二つはたえず矛盾し対立する問題である。」(島恭彦著『財政学概論』一九六三年発行 八〇ページ)

(10) その他の戦後日本の企業課税についての論文として、佐藤進氏の「戦後日本の税制改革とその方向」(佐藤進著『現代税制論』一九七〇年発行 第五章)、和田八束氏の「租税特別措置批判」(『立教経済学研究』一九七三年二月発行所収)、「租税特別措置の形成と展開過程」(和田八束著『現代租税論』一九七〇年発行 第八章および第九章)がある。

前者は、戦後日本の税制改革について、シャープ勧告と税制調査会の諸答申を中心にまとめられている。また後者二論文は、戦後日本の租税特別措置制度の変遷についてまとめられたものである。

(11) 近代経済学の側からの、産業構造に対する法人税の効果についての理論として、「法人税の歪曲効果」がある。これは、

法人税負担の産業間格差が「株式会社集約的商品」の価格差に反映し、その結果、その生産物消費に歪曲効果が生み出されるというものである。したがって、この理論は、法人税転嫁論を基礎としている。これについての批判は他稿に譲りたいと思う。古田精司「法人税と資本蓄積」木下和夫編『講座・日本の財政』第二巻『税制と租税負担』第三章参照

第一章 重化学工業資本の強蓄積と租税政策

の役割り

第一節 重化学工業資本の強蓄積と不均等発展

第二次世界大戦後の日本資本主義は、昭和三十年に戦前・戦中を通じた工業生産の最高水準を回復した後、未層有の強蓄積を遂げてきた。それを工業生産指数によってみると、昭和十年を百として、昭和一九年には戦前・戦中を通じる最高水準である一六六に達した後、昭和二一年には二六に激減し、昭和二六年に昭和十年の水準、さらに昭和三十年に昭和一九年の最高水準まで回復し、その後、強蓄積過程の中で、昭和四五年には実に一三七四に達した。強蓄積の一五年間に、生産額が八・四倍になったわけである。

だがこの過程は、すぐれて特定部門における強蓄積過程で

重化学工業資本の強蓄積と租税政策（藤岡）

表 I-1 生産額の平均増加率 (%)

年度	工業部門	製造業	鉄鋼業	化学工業	機械工業	繊維工業	食料工業	品業
昭和29年～33年		11.7	10.5	14.8	18.8	6.9		5.0
	33～37	18.6	21.9	15.2	26.6	11.9		7.0
	37～40	10.4	13.1	11.2	10.9	8.4		12.7
	40～46	14.9	14.3	13.8	21.0	8.3		6.3

(注) 東洋経済新報社『経済統計年鑑』昭和47年版 P 251～P 253
 鉄工業生産指数表より筆者が作成
 期間は「不況一不況」をとった。

あり、「高度成長」過程は同時に不均等発展という矛盾の累積過程であった。

まず、工業生産額の推移をみてみると、表 I-1 のように、鉄鋼業・化学工業・機械工業における昭和二九年から四五年までの平均増加率は、絶えず十%を上まわっており、鉄鋼業と機械工業の第二期および機械工業の第四期には、二〇%を越えている。これに対して、繊維工業と食料品工業においては、増加率が十%を越えているのは、わずかに

一期だけにすぎず、多くは五%から九%までを推移している。しかも、第三期から第四期にかけて、増加率が鉄鋼業・化学工業および機械工業において増大しているのに対して、繊維工業および食料品工業では停滞ないし減少しているのである。

表 1-2 総投資額の推移 (億円,%)

工業部門 年度	製造業	鉄鋼業	化学工業	輸送用 機械	繊維工業	食料品 工業
昭和25年	2,122	310	207	85	1,105	16
26	1,213	416	154	232	-46	18
27	1,241	386	139	159	141	42
28	1,947	338	269	174	438	56
29	958	-11	263	275	56	34
30	2,011	249	273	583	186	46
31	4,896	847	625	1,093	662	80
32	3,139	530	552	506	303	16
33	2,333	671	405	154	50	22
34	6,746	1,635	725	852	493	127
35	9,942	1,962	1,184	1,827	664	265
36	12,100	2,639	1,425	2,226	888	433
37	7,783	1,325	1,194	1,457	679	307
38	13,085	1,987	2,083	2,652	1,532	311
39	11,794	1,452	2,191	2,780	1,483	145
40	7,507	1,359	1,703	1,434	495	110
41	10,443	2,608	1,478	2,614	451	-26
42	20,481	3,856	2,487	4,588	1,226	314
43	21,692	4,326	2,558	4,590	1,278	97
44	30,476	6,400	3,681	6,237	1,570	33
年平均 伸び率						
25~28	-2.8	2.9	0.9	27.0	-26.5	51.8
28~31	36.0	35.8	32.4	84.5	14.8	12.6
31~35	19.4	23.4	17.3	13.7	0.1	34.9
35~38	9.6	0.4	20.7	13.2	32.1	5.5
38~44	15.1	21.5	10.0	15.3	1.0	-31.2
構成比						
昭和25年	100	14.6	9.8	4.0	52.1	0.8
31	100	17.3	12.8	22.3	13.5	1.6
38	100	15.2	15.9	20.3	11.7	2.4
44	100	21.0	12.1	20.5	5.2	0.1

(注) 三菱経済研究所「企業経営の分析」「資金の使途及び源泉」表より筆者が作成。期間は主として「繁栄期-繁栄期」をとった。なおこれらは、各年度下期の数字である。

次に、総投資額について同じ過程をみると、一層このことが明確になる。

表1-2は、五産業における総投資額の推移であるが、昭和二五年には、繊維工業の投資額の製造業全体に占める構成比が五二・一%を占め、最も高い率を示しているが、昭和四

十年間投資に増加がみられないという停滞傾向を示している。これに対して鉄鋼業においては、三一年の二四九億円に対して四四年には二十倍近い六四〇〇億円になり、構成比でも二一・〇%を占めるにいたっているのである。さらに当期利益金の推移を表1-3に示しておいたが、そこから同じ傾向

四年には、わずか五・二%にすぎなくなっている。また、昭和三一年の投資額が六二億円で、昭和四一年の投資額が四五億円と、

表 1-3 当期利益金(諸引当金の増減額を含む)の推移
(億円, %)

工業部門	製造業	鉄鋼業	化学工業	輸送用機械	繊維工業	食品工業
昭和26年下期	801	134	80	35	196	33
27	693	62	74	109	125	58
28	948	79	106	95	294	75
29	576	18	102	48	92	71
30	824	97	126	77	136	71
31	1,431	281	151	166	258	70
32	1,102	188	111	195	96	64
33	967	119	121	213	9	79
34	2,156	467	200	299	201	111
35	2,563	492	259	395	236	130
36	2,570	452	252	470	222	131
37	2,035	103	212	509	172	127
38	3,837	574	488	863	444	204
39	3,500	446	556	760	240	143
40	3,110	387	485	733	131	182
41	5,399	1,440	634	990	252	193
42	6,715	1,000	835	1,276	525	262
43	7,543	967	923	1,490	577	233
44	10,408	2,087	1,230	1,882	636	275
年平均増加率						
昭和26年～28年	8.8	-23.2	15.1	64.8	22.5	50.8
28～31	14.7	52.7	12.5	20.4	-4.3	-2.3
31～35	15.7	15.0	14.4	24.2	-2.2	16.7
35～38	14.4	5.3	23.5	29.8	23.4	16.2
38～44	18.1	24.0	16.7	13.9	6.2	5.1
構成比						
昭和26年下期	100	16.7	10.0	4.4	24.5	4.1
31	100	19.6	10.6	11.6	18.0	4.9
38	100	15.0	12.7	22.5	11.6	5.3
44	100	20.1	11.8	18.1	6.1	2.6

(注) 表 I-2 に同じ。

の大型化、製鋼部門における平炉の大型化とLD転炉の大量導入、そして圧延部門における、ストリップミルの導入に代表される自動連続式圧延機の普及などの技術進歩と、鉄鋼一貫工場の太平洋ベルト地帯における新設により、世界

が読みとれるのである。

鉄鋼業は、昭和二六年からの鉄鋼第一次合理化にはじまり、第二次・第三次合理化において、特に顕著な新技術導入にもとづく巨大な設備投資を行ってきた。製鉄部門における高炉

重化学工業資本の強蓄積と租税政策(藤岡)

一・二位の生産能力を備えるにいたっている。
繊維工業においては、「本質的に『化学工業』である」合成繊維については、かなり急速な設備投資と生産の拡大がみられるが、絹・綿・毛などの天然繊維工業とレーヨン・スフ工

業は衰退の一途をたどっている。しかも合成繊維についても、素材重化学工業ほどの設備投資と生産の増大はみられないのであり、全体として、繊維工業は重化学工業と比べて停滞していると言えよう。

このような不均等発展という矛盾の一时的解決は、より発展している産業の外国市場への進出である。戦後日本資本主

表 I-4 鉄鋼の生産・輸出推移（単位：千トン）

年 度	粗鋼生産	普通鋼鋼材			内 需
		生 産	輸 出	輸出比率 ^(%)	
29	7,875	5,700	1,273	22.3	4,427
30	9,791	7,049	1,417	20.1	5,632
31	11,678	8,588	959	11.2	7,629
32	12,309	9,051	1,053	11.6	7,998
33	12,773	9,196	1,753	19.1	7,443
34	18,247	13,122	1,720	13.1	11,402
35	23,161	16,443	2,546	15.5	13,897
36	29,399	20,893	2,482	11.9	18,411
37	27,250	20,128	4,475	22.2	15,653
38	34,080	24,244	5,199	21.4	19,045
39	40,532	29,181	7,265	24.9	21,916
40	41,296	30,317	9,241	30.5	21,076
41	51,898	37,587			
(年平均伸び率)					
29~33	12.9	12.7	8.3		13.9
33~37	20.8	21.6	26.4		20.4
37~40	14.9	14.6	27.4		10.4

注：生産＝通産統計，輸出＝普通鋼鋼材（含ホットコイル）および2次製品の輸出船積実績，年平均伸び率は，不況期－不況期でとった。日本経済調査協議会編「日本の産業再編成」P39より。

地帯からそれまで農村部であった太平洋ベルト地帯への重化学工業資本の進出過程であり、このことが、一方での重化学工業の発展と他方での農業破壊を促進し、工業部門間の不均等発展を国際分業によって解決する条件を築きあげてきた。その意味では、零細な農業生産者の犠牲の上に、不均等発展が解決を見出ししてきたと言える。換言すれば、国際的分業と農業破壊によって特定部門・重化学工業資本の強蓄積が可能であったのである。

表I-4は、鉄鋼の生産と輸出の推移である。普通鋼鋼材の輸出比率は、昭和三十年に二〇%であったものが、昭和四十一年には三〇%を越えるにいたっている。しかも、年平均伸び率において、昭和三十七年以降、生産額増加率が低下し内需が急減しているのに対して、

義は、アメリカを盟主とする同盟のもとに、原料・農産物輸入と重化学工業製品の輸出という国際的分業体制を促進させ、それによって農業破壊を一層進行させつつ、急速に技術革新を遂げ発展する重化学工業資本のための安価な労働力と商品市場を確保してきたのである。それは地域的には、四大工業

輸出の増加率は増大している。このことは、昭和三十年代後半の過剰生産の顕在化を一層の輸出拡大によって解決しようとしていることを示している。しかも、昭和四十年代前半には、そのことによつて一層巨大な重化学工業資本の蓄積が行われたのである。

だが同時に、このことは次のことを内包している。すなわち、国際的な不均等発展の結果として、日本の重化学工業品の輸出が減少するならば、潜在化している矛盾がたゞどころに現実のものとしてあらわれざるをえない、ということである。

- (1) 市川弘勝著『日本鉄鋼業の再編成』一九六九年発行 参照
- (2) 田中稜著『日本合成繊維工業論』一九六七年発行 二五ページ

(3) 化学繊維工業の総投資額の推移をみると、昭和二六年に四六億円であったものが昭和三十一年に二二三億円とほぼ五倍にもなっているが、昭和四一年には三四六億円であり、三十年代には大きな増加はみられないのである。なお、昭和四四年には六八四億円であった。(三菱経済研究所『企業経営の分析』各年度下期の数字である。)

(4) 「相互に『市場』として役だつ種々の産業部門は、均等に発展するものではなく、相互においこしあっている。そして、より発展した産業は外国市場をもとめるのである。」(レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』レーニン全集第三卷大重化学工業資本の強蓄積と租税政策(藤岡)

第二節 強蓄積過程の財政政策における 租税政策の位置

第一節で述べた重化学工業資本の強蓄積と不均等発展の拡大には、国家財政が大きな役割を演じた。

前述の「新長期経済計画」には、資本蓄積の推進のため財政に要望される点として、第一に「民間蓄積の増強に資するための租税負担の軽減」、第二に「産業基盤の育成強化のための投資を確保すること」が強調されている。また、「国民所得倍増計画」でも、「安定成長の極大化」を計るための財政に関する重要施策として、「社会資本の充実と社会保障の推進」、及び「租税制度の合理化」⁽²⁾が上げられている。

この節では、強蓄積に及ぼした租税政策の位置づけを明確にするために、社会資本投資と租税との関連を明らかにしよう。

「高度成長」期における政府諸計画の中で、特に「国民所得倍増計画」以降に強調されてきた社会資本充実政策では、その中心的課題が、一九三〇年代に重視された有効需要政策

と「完全雇用」に代表される恐慌回避政策ではなく、むしろ「産業基盤強化のための社会資本」充実に置かれていた。それは、「経済の急速な成長によって道路を中心とした交通施設が遅れと、工業用水の不足はますます拡大しつつある」という背景のもとに出されてきたものであり、鉄鋼における銑鋼一貫工場のような巨大工場の太平洋ベルト地帯への新立地を促進するための条件整備という特質を有していた。言い換えれば、生産力基盤、あるいは、私的生産力の周辺を整備強化するものとしての社会資本であった。

だが問題は、基盤整備としての社会資本がもつ資本蓄積に及ぼす影響である。

有効需要政策や「完全雇用」政策のような恐慌回避策としてではなく、基盤整備として働いた社会資本の運動は、他面からみれば、国家力能を内に引き入れた独占企業の不変資本節約の運動であることができる。現代資本主義において、独占資本によって充用される資本は、そのますます多くの部分が社会資本として形成されてくるのであるが、それにつれて、独占資本にとって不払い費用が——たとえ部分的に支払われていたとしても——ますます増大し、その不払い費

用が利潤に転化することによって、高利潤・高蓄積の体制が形成されるのである。この「不払い費用利潤化」の体制こそが、戦後日本資本主義の強蓄積の槓杆の一つであった。

しかし、この強蓄積のこととしての社会資本は、決して産業一般の基盤であったのではなく、すぐれて特定部門・重化学工業資本にとつての基盤であり、したがって、特定部門の強蓄積のことであった。そしてそのことが不均等発展を一層拡大したのである。

社会資本が、私的生産力の基盤として機能し、それによって重化学工業資本の強蓄積と工業部門間の不均等発展を促進したのに対して、企業課税政策はどのように強蓄積に影響を及ぼしたのであろうか。

まず注意しておかなければならないことは、ここでいう企業課税政策とは、財政支出の物的基礎としての国家収入についての問題ではなく、むしろ、広義の支出政策の一部であるということである。なぜなら、法人税率の引下げや各種の特別措置などの法人税の減免措置は、国家による企業に対する補助金、または無利子の国家金融に相当するからである。

しかしながら、企業減税措置が国家補助金や無利子金融と

同一の機能を果たすとしても、その効果は資本蓄積の発展段階に規定されて相違してくる。戦後の資本蓄積の段階は、第一に、蓄積規模の低い段階である戦後復興期、第二に、軽工業中心の蓄積を遂げた朝鮮特需期、第三に、本格的な重化学工業中心の強蓄積段階である「高度成長」期に大別できるが、その段階に応じて国家補助(あるいは無利子金融)と企業減税の形態は異なるのである。戦後復興期においては、蓄積段階が低位であり利潤量も小額であるがゆえに、企業減税の効果は希薄であって、そのような時期には国家補助金または国家金融が政策の重点に置かれる。それに対して、一定の資本蓄積の発展段階においては、利潤量の増大によって企業減税政策

が大きな効果を得ることができるようになる。後に詳しく述べるのであるが、朝鮮特需期においては、軽工業中心の蓄積であったがゆえに、租税特別措置などの損益計算による減税形態を通じて、重化学工業中心の減税政策が行われたのであるが、「高度成長」期に入り、重化学工業中心の蓄積に転じる中で、損益計算機構を通じる減税措置が整理合理化され、税率引下げという形態を通じる重化学工業資本中心の企業減税が重視されてくるのである。

重化学工業資本の強蓄積と租税政策(藤岡)

このようなものとしての租税政策は、利潤の資本への再転化の中でも、特に、急速な技術革新に基づく、急激に増大する固定資本投資を一層促進させる機能を果たしてきたと言える。後に詳しく考察するが、製造業における昭和四一年から四四年までの固定資本投資に占める減税総額は、少く見積っても一八・七%に達するのである。

これまでの租税論では、この現象を、「利潤の費用化」として特徴づけてきたのであるが、これは、会計技術的な操作を表現する概念であった。しかし、この会計技術的な操作にあらわれた経済的な内容は、費用を事実上の国家補助金によって支出し、それによって超過利潤を獲得するのであるから、逆に「費用の利潤化」という高次の概念で表現することができる。

このように、質料的にみれば、社会資本は私的生産力の基盤整備として機能しているのに対し、租税政策は、私的生産力そのものに関っているのであるが、資本運動の視点からみれば、両者は「費用の利潤化」という形態を通じて、強蓄積の楨杓として機能してきたのである。

(一) 経済企画庁編『新長期経済計画』二〇六ページ

- (2) 経済企画庁編『国民所得倍增計画』一四九～一五〇ページ
- (3) 同右 一九ページ

第二章 強蓄積税制

第一節 巨大な固定資本投資と税制

一、減税における損益計算機構と税率

「高度成長」期における企業課税政策の中心的課題は、すでに述べたように、「成長促進」を目的とする企業減税に置かれていた。

まず、どのようにして企業減税が行なわれてきたのか、その制度と形態について述べておこう。

表Ⅱ—1は、各年度における減収額を示したものであり、各項目によって算出の仕方に若干の相違があり厳密には比較できないが、大まかな特徴をとらえることはできるであろう。

ここで注意すべきことは、税率引下げによる減収額についてである。これまでの諸論文では、税率引下げによる減収額について、税率改訂の年度に、その改訂率による減収額のみしか記載されていないのであるが、ある年度における税率の引下げが、それより以前の引下げを基礎としていること、し

たがって、累積的な引下げ、あるいは連続的な減税政策になっていることを考えるならば、それだけでは不十分であり、それ以前の税率引下げによる減税分をも含めて計算するのになければならない。

まず、昭和二十年代の後半において、各種の準備金・引当金、及び特別償却などの企業課税特別措置が次々と創設され、企業減税による成長政策が始まる。昭和五年の貸倒準備金、昭和二六年の価格変動準備金、重要機械の三年間五割増償却、重要機械の輸入関税免税、昭和二七年の退職給与引当金などがその代表例である。したがって、昭和二十年代後半には、損益計算機構を通じる減税が中心であったことがわかる。

だが、昭和三十年代に入って企業減税の形態に変化が生じる。昭和三二年における貸倒準備金と価格変動準備金の繰入率の引下げに特徴的に示されるように、特別措置については一定の整理合理化・縮少が行なわれるのであるが、それに対して、税率引下げによる減税政策が昭和三十年より始まり、しだいにその比重を増大させている。税率は、昭和三十年に四二%から四〇%、三十三年に三八%、さらに三六年には配当輕課措置として支配配当には二八%、三九年に二六%（以上

表 II-1 減収額の推移 (億円)

減税項目	昭和25年		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44		45											
	税引下げによる減収配当	軽減課税	小計																																																	
貸倒準備金	5	5	10	20	80	80	80	100	100	100	120	120	80	50	110	140	115	165	145	180	130	40	25	50	90	100	13	19	20																							
価格変動準備金				60	100	120	100	120	120	80	50	110	140	115	130	40	115	130	145	180	130	40	25	50	90	100	13	19	20																							
退職給与引当金				40	80	100	120	120	20	25	40	130	165	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195						
輸出所得の特別控除					47	40	35	45	75	125	100	115	110	110	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195	225	160	195							
輸出割増償却																																																				
海外市場開拓準備金																																																				
合理化機械等及び重要機械等の特別償却					11	30	40	25	20	25	98	65	60	100	90	80	90	97	110	112	131	167	232																													
重要機械等の輸入関税の先税					4	10	20	20	20	30	35	50	60	94	90	90	90	85	59	44	42																															
新規重要物産所得の免税					5	20	40	45	50	60	20	30	45	52	18	18	7		96	45	37	55																														
資本構成の是正																																																				
試験研究費の税額控除																																																				
特別措置企業減税合計	10	42	228	459	522	548	541	460	517	717	908	950	1,018	989	817	830	886	873	955	1,194	1,638																															
関税還付金																																																				
石油化学原料用燃料等に係る関税還付金																																																				
受取配当益金不算入による免税																																																				

(注) 税引下げによる減収額は次のようにして計算した。法人控除入額(決算)× $\frac{42-\text{法人税率}}{\text{法人税率}}$

配当控除による減収額は、税制調査会「今後におけるわが国の社会 経済の進歩に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申及びその審議の内容と経過の說明(昭和39年12月, P.137)より転載。昭和40年度以降は不明。付属資料より転載。

租税特別措置による事項別減収額は河合雄雄「現代企業税制批判」付属資料より転載。関税還付金は「国政金融統計月報」197号, P.74, 75及び246号, P.60, 61より転載。受取配当益金不算入による免税は、「税務統計からみた法人企業の実態」より転載(昭和37年より発行)。但し、この数字は受取配当益金不算入額に、昭和20年代後半の法人税率である42%を乗じたものである。

の数字からは軽減税率が除外されている）に引下げられ、それとともに減収額が著しく増大している。

昭和三十年代の後半には、税率引下げによる減収とその一形態である配当課税措置による減収の合計額が、特別措置企業減税を上まわり、税率引下げによる減収が政策の中心となっていることがわかる。それとともに、耐用年数の改訂による減収（この表にはあらわれていない）が大きな比重を占めている。固定資産の耐用年数の改訂は、昭和三六年に機械設備について平均二〇％短縮されたのをはじめとして、昭和三九年及び四一年に行われている。

このように税率引下げによる企業減税が三十年代に一般的となったとは言っても、租税特別措置が縮小される一方であったのでは決してない。「その整理合理化が進められてきているが、その反面その時々⁽¹⁾の経済的要請に応ずる新規措置の創設」が行われたのである。むしろ、租税特別措置の拡充を上まわって、税率引下げによる減税措置がとられたということが言えよう。

このことに関して特筆しておかなければならないことは、新規重要物産免税における対象品目が三二年以降著しく変化

したことである。それまで「重要物産」に指定されていた石炭、銅、電気などの大部分が対象から除外され、これに代って化学工業製品関係の品目が新たに指定された。昭和三十年代は、石油化学工業にとってその導入及び発展期であり、その措置は「高度成長」を主導する新たな戦略産業である石油化学工業を育成強化する措置であった。だが後に考察するよう、中心的には、税率引下げと減価償却の加速化によって戦略産業の育成政策が行われているのである。

もう一つ特筆しておかなければならないことは、昭和三九年における輸出割増償却制度の拡充及び海外市場開拓準備金の創設である。これは、日本が昭和三八年にガット一条国へ移行したことにともなって、公然たる輸出補助金でありダビング補償となる輸出所得控除が廃止されたことに代って、またIMF八条国・OECD加盟などにより一層激化する国際競争に対応して創設されたものであるが、同時に重要なことは、巨大な減価償却費を有する工業における生産物の輸出促進とそれ以外の生産物の輸出からの排除を政策化したものであるということである。昭和三八年における輸出所得控除額が二二五億円であり、三九年における輸出割増償却によ

る減収と海外市場開拓準備金額の合計が二三一億円であることから、その連続性を読みとることができるところ、昭和三九年度の税制改正の中心は、配当軽減措置の一層の拡充と耐用年数の改訂に置かれており、輸出競争力の強化策として前面に出ているのは、やはり税率引下げと減価償却の加速化による内部留保の充実政策であった。

国際的競争の激化と国内における過剰生産の顕在化という矛盾の発現の中で、一層の強蓄積を促進するために、昭和四十年代には、さらに一層の企業減税が行なわれている。昭和四十年に税率は三七％に引下げられ、さらに四一年には三五％になっている。それによる減税額は、それまでの引下げをも考慮すれば、四十年に一・二五三億円、四一年に二・〇六三億円にもつぼり、昭和四四年には四・〇一七億円に達している。これに配当軽減分を加えると、全体としての税率引下げによる減税額はこの額をはるかに越えることになる。

これに対して損益計算機構を通じる減税は四十年に八三〇億であり、準備金・引当金の一部一般減税への組入れもあり、三十年代に比べて減少さえ示している。しかし同時に、資本構成の是正による免税、合併助成、スクラップ化の促進、公

重化学工業資本の強蓄積と租税政策（藤岡）

害防止施設の特別償却等、矛盾の激化に対応した諸々の特別措置の新設や拡大が行われたことを記しておくかなければならない。また、関税還付金、とくに石油化学原料用揮発油等に係る関税還付金が著しく増大していることも見逃せない。

以上のように、損益計算機構を通じる減税が拡充されてきてはいるものの、「高度成長」期を全体として考察するならば、配当軽減措置を含む税率引下げによる減税に重点が置かれているのである。これは後に述べるように、重化学工業資本の強蓄積期に対応した、重化学工業資本の一層の蓄積促進税制なのである。

(1) 税制調査会「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申及びその審議の内容と経過の説明（昭和三九年二月発行 二〇七ページ）

(2) 渡辺徳二著『石油化学工業』第二版 一九七二年三月発行 一一四～一二五ページ参照

二、巨大な固定資本投資と企業減税

第一章第二節すでに述べたように、企業減税は、「高度成長」過程において、主として、急速な技術革新に基づく急激に増大する固定資本投資を一層促進させる機能を果してき

表 II-2 製造業における固定負債と企業減税額
(億円, %)

年度	昭和 25~29	30~34	35~39	40~44
固定資産額	3,482	11,057	29,996	48,036
固定資産額	46.5	57.8	54.8	53.0
使途合計				
固定負債総額	4,510	11,586	31,707	53,354
内部資金	2,605	5,776	14,965	35,938
社内留保金	995	1,476	2,857	7,445
(税率引下げによる純利益増)		184	1,021	2,590
減価償却費(特別減価償却費)	1,272	3,993	11,341	23,353
諸引当金	338	306	767	5,140
外部資金	1,905	5,811	16,742	17,416
株式発行(プレミア無税による利益増)	908	2,713	7,223	2,101
長期借入金	965	2,737	8,622	14,413
その他固定負債	32	361	897	902
固定負債総額	100.0	100.0	100.0	100.0
内部資金	57.8	49.8	47.2	67.4
社内留保金	22.1	12.7	9.0	14.0
(税率引下げによる純利益増)		1.6	3.2	4.9
減価償却費(特別減価償却費)	28.2	34.5	35.8	43.8
諸引当金	7.5	2.6	(0.3)	4.0
外部資金	42.2	50.2	2.4	9.6
株式発行(プレミア無税による利益増)	20.1	23.4	22.8	32.6
長期借入金	21.4	23.6	1.5	3.9
その他固定負債	0.7	3.1	2.8	1.7
企業減税総額	338	550	2,352	9,982
企業減税	7.5	4.7	7.4	18.7
固定負債				

- (注1) 表II-2から表II-7までは、すべて、三菱経済研究所『企業経営の分析』より筆者が作成したものである。なお、すべて下期をとった。
- (注2) 税率引下げによる純利益増は次のようにして計算した。
当期利益金×(42%-法人税率)
+ 支配配当金×(法人税率-配当軽減税率)
- (注3) 減価償却費は、原表では昭和38年度より「相当の償却」しか記載されていないので、本表では、特別減価償却費も加えて記載した。
特別減価償却額は昭和38年からのみ記載されている。
本表の数字は、特別減価償却費の当期増加額である。
- (注4) 諸引当金は、原表では昭和25年より28年まで、社外分配額が加算されているが、本表ではその分を差し引いて記載した。
また、原表では諸引当金は流動負債に含まれているが、本表では固定負債とした。
- (注5) プレミア無税による利益増加額は資本準備金の各期増減額に42%を乗じて計算した。
資本準備金には、昭和37年までの他資本剰余金が含まれている。
- (注6) その他固定負債は昭和29年より記載されている。

た。そのことを証明し、その形態を分析するためには、企業資本の調達方法について、その変化を考察する必要がある。なぜならば、この問題は、利潤の資本への、特に固定資本への再転化に関する問題だからである。

表II-2は、固定資産投資とそれを支える固定負債について、昭和二十年代後半から昭和四十年代前半までの変化を示したものである。この表は、三菱経済研究所『企業経営の分析』の「資金の使途及び源泉」表等から作成したものであり、特別減価償却額が昭和三八

年度からしか記載されておらず、諸々の不充分さもあるが、表II-1から、昭和三十年代までは特別減価償却がそれほど多額ではないことがわかるので、ここで明らかにする企業資本調達と税制との関りの説明には、さしつかえないと思われる。

この表にあらわれている企業減税形態は、税率引下げによる利益増(配当軽減を含む)、特別減価償却、諸引当金、プレミア無税による利益増(昭年三十年より記載)である。

まず、これらの合計額が固定資産投資額の中に占める比重とその変化から考察しよう。

昭和二十年代後半には、企業減税総額の比重は七・五%であったが、三十年代前半には一度四・七%へと減少し、その後三十年代後半には再び七・四%へと増大し、四十年代にはさらに一八・七%と急激に増大している。

昭和二十年代から三十年代前半への比重の低下は、第一に固定資産投資額が二十年代後半には三十年代に比べて著しく小額であること、第二に、諸引当金が絶対額でも三三八億円から三〇六億円へと減少しているように三十年代前半に損益計算機構を通じる減税措置が整理・合理化されたことを反映

重化学工業資本の強蓄積と租税政策(藤岡)

している。他方、税率が引下げられ、それによる利益増が社内留保金の中で増大している。

昭和三十年代前半から後半への変化の中で最も注目すべきことは税率引下げによる利益増が企業減税の中心になってきていることである。それによって、企業減税総額の固定負債に占める比重が、四・七%から七・四%へと増大している。

諸引当金も絶対額では増大しているが相対的には二・六%から二・四%へと減少している。また、プレミア無税による利益増も、〇・五%から一・五%へと増大しており、昭和三六年を頂点とする時価発行増資の波を反映しているが、この表にあらわれた限りでは、全体として比重が低い。

昭和四十年代に入って、過剰生産の顕在化と国際的競争の激化による矛盾の深化を反映して、またさらに巨大な資本蓄積を促進するため、一層の内部留保の充実政策がとられた結果、企業減税総額の比重が七・四%から一八・七%へと急速に増大している。税率の引下げをはじめとし、特別減価償却費の急増を含む減価償却費の増大が著しい。減価償却費は耐用年数改訂などの結果三五・八%から四三・八%へと増大している。また、諸引当金が非常に増大しているが、その中に

は減価償却引当金が含まれており、耐用年数の改訂によってそれが巨額に達していることを考慮すれば、他の諸引当金にはそれほど大きな増大はないと思われる。

このように、二十年代後半から四十年代前半までを全体としてみるならば、第一に、固定資産投資が「高度成長」期に

あたる三十年代及び四十年代前半に急増しており、企業減税

総額の比重はその間増大の一途をたどり、資本蓄積にとつてますます重要なものとして組込ま

れていることがわかる。第二に、その内訳をみると、「高度成長」

期以前には、諸引当金等の損益計算機構を通じる減税が主たる

ものであったのに対して、三十年代には、税率引下げによる利

益増が中心となり、四十年代前半には、税率引下げと減価償却

の加速化(特に耐用年数改訂)が成長促進のために拡大されている

ことがわかる。

以上の考察は、主として、利潤の資本への再転化に関する問題であったが、最後に利潤そのものに占める減税額の比重についてみておこう。資料の制約上、減価償却費については省略せざるを得なかった。

表Ⅱ-3は、当期利益金と諸引当金との合計額に占める、税率引下げによる利益増と諸引当金の比重を示したものである。この合計額及び個々の項目の比重に関して、これまで述べてきた諸特徴がそのまま当てはまることがわかる。ただ注目すべきことは、固定資産投資の増大に比べて利益金の伸びが低いために、表Ⅱ-2より表Ⅱ-3の方が変動幅が小さくなっていることである。このことは、利益金の伸びを上まわる固定資産投資を行うために、いかに租税政策が重視されてきたかを如実にものがたっている。

(1) 諸引当金の中には、価格変動準備金のように流動負債に属するものもあるが、ここでは固定負債とした。

第二節 主力工業構成と企業課税

一、工業部門間の不均等発展と租税政策

表Ⅱ-3 製造業における当期利益金と企業減税額
(億金, %)

年度	昭和25~29	30~34	35~39	40~44
当期利益金+諸引当金	3,377	6,480	14,505	33,175
税率による利増		2.8	7.0	7.8
諸引当金		4.7	5.3	15.5
税+引	10.0	7.5	12.3	23.3

「高度成長」期を、国家権力を動員し国民大衆の犠牲の上
大したのである。

での工業生産額と民間固定資本投資の急増として特徴づける
前節で、固定資本投資の巨大さと、それを支えた租税の制
度と実態を考察してきたが、それは、決して製造業全体にあ
ることができると、その「成長」過程は、同時に工業部門間の
てはまるのではなく、すぐれて特定部門にあてはまるのであ
不均等発展という矛盾の激化の過程でもあり、国家財政は
「成長」を促進せよと求め、そこに内在する矛盾をも拡大す。

表 II-4 昭和40年～44年における工業部門別企業減税額 (億円、%)

工業部門	昭和40年～44年における工業部門別企業減税額											
	製造業	鉄鋼業	化学工業	輸送用機械	繊維工業	食品工業	製造業	鉄鋼業	化学工業	輸送用機械	繊維工業	食品工業
固定資産額	48,036	11,655	7,330	8,152	3,403	1,326	100.0	24.3	15.3	17.0	7.1	2.8
固定負債総額	53,354	12,401	7,632	10,853	3,037	1,310	100.0	23.2	14.3	20.3	5.7	2.5
内部資金	35,938	7,364	5,128	6,482	2,762	1,166		20.5	14.3	18.0	7.7	3.2
社内留保金	7,445	513	945	1,566	415	229		6.9	12.7	21.0	5.6	3.1
(税引下げによる純利益増)	2,590	947	327	488	189	98		36.6	12.6	18.8	7.3	3.8
減価償却費	23,353	5,365	3,619	4,045	2,124	801		23.0	15.5	17.3	9.1	3.4
(特別減価償却費)	2,143	1,225	136	362	114	3		57.2	6.3	16.9	5.3	0.1
諸引当金	5,140	1,486	564	871	223	136		28.9	11.0	16.9	4.3	2.6
外部資金	17,416	5,037	2,504	4,371	275	144		28.9	14.4	25.1	1.6	0.8
株式発行	2,101	224	432	194	63	122		10.7	20.6	9.2	3.0	5.8
(プレミア無税)	109	7	18	4	2	0		6.4	16.5	3.7	1.8	0.0
(による利益増)	14,413	4,250	1,976	4,149	186	-28		29.5	13.7	28.8	1.3	-0.2
長期借入金	902	533	96	28	26	50		62.4	10.6	3.1	2.9	5.5
その他固定負債												
企業減税総額	9,982	3,655	1,045	1,725	528	237	100.0	36.7	10.5	17.3	5.3	2.4

本節では、企業課税政策が、いかにして工業部門間の不均等発展を促進させたかを明らかにする。

表Ⅱ-4は、昭和四十年代前半における主要産業の固定資産投資額及び固定負債額の製造業全体の中に占める比重を示したものである。

まず、固定資産投資額では、鉄鋼業・化学工業・輸送用機械工業だけで全体の五六・六%を占めており、それに対して繊維工業と食料品工業とは合計しても一〇%に満たないものである。これだけでも、いかに固定資産投資の巨大さが特定部門中心であるかを知ることができる。

次に、この固定資産投資の源泉である固定負債についてみると、鉄鋼・化学・輸送用機械工業で六〇%近くを占め、繊維・食料品工業の合計額はわずか八・二%にすぎない。そのうち企業減税総額についても、前者だけで六四・五%と三分の二近くに達しており、それに対して後者は七・七%にすぎない。また、プレミアを除く企業減税の各項目についてもいずれも前者だけで五七・八〇%を占めている。

このように、巨大な固定資産投資を可能ならしめた一つの重要な要因である企業減税は固定資産投資の巨大性が特定部

表Ⅱ-5 固定負債と企業減税額の推移 (億円, %)

工業部門	工業部門											
	製造業	鉄鋼業	化学工業	輸送用機械	繊維工業	食料品工業	製造業	鉄鋼業	化学工業	輸送用機械	繊維工業	食料品工業
昭和25~29年												
固定負債総額	4,510	862	522	450	1,115	197	100.0	19.1	11.6	10.0	24.7	4.4
企業減税額	338	50	38	35	88	24	100.0	14.8	11.2	10.4	26.0	7.1
昭和30~34年												
固定負債総額	11,586	3,137	1,495	1,461	1,133	351		27.1	12.9	12.6	9.8	3.0
企業減税額	550	144	52	79	-2	5		26.2	9.6	14.4	-0.4	0.9
昭和35~39年												
固定負債総額	31,707	5,797	4,853	5,755	3,321	1,262		18.3	15.3	18.2	10.5	4.0
企業減税額	2,352	317	312	476	223	85		13.5	13.3	20.2	9.5	3.6
昭和40~44年												
固定負債総額	53,354	12,401	7,632	10,853	3,027	1,310		23.2	14.3	20.3	5.7	2.5
企業減税額	9,982	3,665	1,045	1,725	528	237		36.7	10.5	17.3	5.3	2.4

門における巨大性であるのと同様に、特定部門における減税であったと言える。逆に言えば、特定部門における企業減税によって、はじめてその部門・重化学工業資本の集積・集中が可能になったと言いうことができるのである。

このことを一層明確にするために、昭和二十年代後半から四十年代前半への変化を考察しよう。表Ⅱ―5は、固定負債総額と企業減税総額に関してのみ、昭和二十年代後半から四十年代前半への推移を示したものである。

昭和二十年代後半においては、固定負債の最も多額にのぼる産業は繊維工業であり、製造業全体の二五%を占めており、二十年代後半には、繊維工業が固定資産投資の中心であったことを示している。それと同時に、繊維工業における企業減税総額は製造業全体の二六%であり、やはり最も高い水準である。ただ資料の制約上、ここにあらわれている減税額は諸引当金のみである。

それに対して、鉄鋼・化学・輸送用機械工業においては、二十年代後半には、合計しても固定負債が四〇・六%、企業減税総額が三六・四%である。

このような数字から、二十年代後半には、繊維工業中心の

重化学工業資本の強蓄積と租税政策（藤岡）

企業減税政策が行われていたように思われるが、このことは必ずしも妥当しないのである。後に考察するように、各部門の当期利益金に占める減税額の比重は、鉄鋼業などの方が高いのであって、このことは租税政策がすでに、二十年代後半において重工業中心であったことを示している⁽¹⁾。ただ、資本蓄積からみれば、この時期にはまだ繊維工業の蓄積率が高かったのである。

昭和三十年代に入って、固定資産投資の中心は重化学工業に移行したのであるが、そのことは固定負債が鉄鋼・化学・輸送用機械工業の合計で五〇%を越え、繊維・食料品工業ではわずか一〇%強であることが示している。企業減税総額は、重化学工業が五〇%前後であり、軽工業においては、前半に一%以下、後半には一〇%強であり、租税政策の中心が重化学工業資本に置かれていたことは明白である。

昭和三十年代に、国家財政は重化学工業資本における利潤の資本への再転化を促進することによって、高い利潤を一層高い利潤を生む固定資本に転化させ、強蓄積を可能ならしめたのであるが、そのことは工業部門間の不均等発展を促進し、四十年における過剰生産の顕在化を一層激烈なものにした。

国際的競争により一層拍車のかかった矛盾の激化の一時的解決として、そしてさらに巨大な強蓄積を促進するために、税率の引下げ・耐用年数の改訂等々の措置がとられてきたが、四十年代における企業減税の部門間配分は、不均等発展を一層押し進め、矛盾を一層深化させていることを明らかにしているのである。この矛盾は、四十年代後半に、諸々の国際的矛盾の激化につれて顕在化するのであるが、それについては他稿に譲りたいと思う。

(1) 昭和二十年代後半における総合的計画として、「講和条約会議にわが国の講和全権団が持っていた」B資料（二六年八月二六日）と、経済審議庁が作成した「昭和三二年度経済表」などがある。B資料に示された目標年次である昭和二十九年の生産水準では、機械工業が最も高く、次いで金属工業・化学工業の順になっている。また、「昭和三二年度経済表」における産業設備投資計画でも、製造業の中では、金属工業の設備投資が最も高く、次いで化学工業・機械工業の順になっている。このように、この時期の総合的計画において、すでに、重化学工業中心の経済成長が計られていたのである。

中山伊知郎監修 戦後経済史編さん室編『戦後経済史（経済政策編）』一九六〇年九月発行 二九八〜三〇四ページ参照

二、鉄鋼業と繊維工業における企業減税形態

第一節で、「高度成長」下において、税率引下げが主要な

減税形態となったこと、それが巨大な固定資本投資を可能ならしめたことを明らかにし、前項で減税の配分が工業部門間の不均等発展を推進したことを述べたが、本項では、その両者の関係を問題とする。

結論を先に言えば、昭和二十年代における損益計算機構を通じる減税と三十年代および四十年代前半における税率引下げを中心とした減税による内部留保の増大は、すべての部門に妥当したのではなく、特定の部門、すなわち素材重化学工業部門に妥当したのであり、それによって不均等発展を促進したということである。

そのことを証明するために、鉄鋼業と繊維工業を、それぞれ「相互に『市場』として役だつ種々の産業部門」の代表として取り上げ、減税の形態変化について考察しよう。

まず鉄鋼業であるが、諸引当金の固定負債に占める比重は、二十年代後半の五・八%から三〇年代には損益計算機構を通じる減税措置の整理合理化のため二・八%、後半には絶対額でも減少し、一・一%になっている。これに対して税率引下げによる利益増は、三十年代に一・〇%、三・〇%とその比重を増大させ、三十年代後半には、企業減税の中で最も大き

表 II-6 鉄鋼業と繊維工業における固定負債と企業減税額の推移

	鉄鋼業				繊維工業 (億円, %)			
	昭和 25~29	30~34	35~39	40~44	25~29	30~34	35~39	40~44
固定資産額	702	2,727	6,069	11,655	804	1,475	2,984	3,403
固定資産額 (使途合計)	48.4	69.4	64.8	62.8	47.5	87.1	56.9	67.8
固定負債総額	862	3,137	5,797	12,401	1,115	1,133	3,321	3,037
内部資金	391	1,248	2,655	7,364	780	840	1,659	2,762
社内留保金	79	284	131	513	386	139	249	415
(税率引下げに よる純利益増)		32	176	947		21	90	189
減価償却費	262	876	2,463	5,365	306	727	1,286	2,124
(特別減価償却費)			(5)	1,225			(3)	114
諸引当金	50	88	61	1,486	88	-26	124	223
外部資金	471	1,889	3,142	5,037	335	293	1,662	275
株式発行	112	682	1,567	224	114	181	663	63
(プレミア無税 による利益増)		24	76	7		3	6	2
長期借入金	383	1,134	1,523	4,250	202	112	847	186
その他固定負債	-24	73	52	563	19	0	152	26
固定負債総額	100.0				100.0			
内部資金	45.4	39.8	45.8	59.4	70.0	74.1	50.0	90.9
社内留保金	9.2	9.1	2.3	4.1	34.6	12.3	7.5	13.7
(税率引下げに よる純利益増)		1.0	3.0	7.6		1.9	2.7	6.2
減価償却費	30.4	27.9	42.5	43.3	27.4	64.2	38.7	69.9
(特別減価償却費)			(0.1)	9.9			(0.1)	3.8
諸引当金	5.8	2.8	1.1	12.0	7.9	-2.3	3.7	7.3
外部資金	54.6	60.2	54.2	40.6	30.0	25.9	50.0	9.1
株式発行	13.0	21.7	27.0	1.8	10.2	16.0	20.0	2.1
(プレミア無税 による利益増)		0.8	1.3	0.1		0.3	0.2	0.1
長期借入金	44.4	36.1	26.3	34.3	18.1	9.9	25.5	6.1
その他固定負債	-2.8	2.3	0.9	4.5	1.7	0	4.6	0.9

その中に減価償却引当金が多額に含まれていることの結果であって、それ以外の諸引当金は小額にすぎない。プレミア無税による利益は、三十年代後半にわずかに増大しているが、全体として比重が小さい。

このように、鉄鋼業においては、製造業全体を考察する際に明らかに

なウエイトを占めるにいたっている。さらに四十年代前半においては、特別減価償却費が九・九%にも達し、税率引下げによる利益増も七・八%へ増大している。諸引当金の増大は、

減税の諸特徴がそのまま妥当するのであるが、繊維工業においては必ずしも妥当しない。

表 II-7 鉄鋼業と繊維工業における当期利益金と企業減税額の推移

	鉄鋼業				繊維工業 (億円, %)				
	年	25~29	30~34	35~39	40~44	25~29	30~34	35~39	40~44
当期利益金+諸引当金		340	1,152	2,069	5,863	898	758	1,314	2,121
税率による利益増			2.8	8.5	16.2		2.8	6.8	8.9
諸引当金									
		14.7	7.6	2.9	25.3	9.8	-3.4	9.4	10.5

はまる特徴であると言える。

この同じ問題を、利潤そのものの中に含まれる減税額の内

繊維工業においては、昭和二十年代後半に諸引当金の比重が七・九%を示した後、三十年代前半には大きくそれが減少してはいるが後半になるとまた増大し、税率引下げによる利益増よりも上まわっている。後者は三十年代に入ってから増加しているものの、諸引当金に比べるとその額ははるかに少ない。四十年代に入って、鉄鋼業と同様の変化がみられるが、鉄鋼業と対比するとその程度は小さいと言える。

このように、「高度成長」期における税率引下げと減価償却の加速化を中心とする企業減税形態は、繊維工業よりも鉄鋼業に特にあて

訳についてみると、表II-7のようになる。

昭和二十年代後半について注目すべきことは、利益金は繊維工業の方がはるかに多いにもかかわらず、その中に占める諸引当金の比重は鉄鋼業の方がかなり大きいことである。このことは、鉄鋼業では利益金が繊維工業のそれよりも絶対額では小さいが、利益金に占める減税の割合が高いこと、言い換えれば、当期利益金のうちより多くの額が減税されることによって、相対的に多い固定資産投資を可能にしたことを示している。

昭和三十年代には、表II-6で示した傾向がより一層明確な形であらわれている。繊維産業の三十年代後半の諸引当金項目は、二十年代後半と同じ割合にまで増大しており、逆に税率引下げによる減税額は鉄鋼業に比べて小額である。

表 II-8 総資本営業利益率の推移 (%)

部門	鉄鋼業	繊維工業
昭和26年	15.0	22.2
27	8.0	12.2
28	6.1	11.6
29	6.1	11.0
30	5.6	5.8
31	11.5	11.4
32	15.5	11.7
33	8.4	4.6
34	8.6	7.9
35	10.6	10.9
36	9.0	8.4
37	4.9	6.1
38	7.2	7.7
39	7.4	6.5
40	6.2	5.6
41	9.6	6.2
42	9.6	8.1
43	8.3	7.3
44	10.0	8.3
45	8.4	8.0

(注) 『法人企業統計年報』より転載。

このように二十年代と三十年代において、鉄鋼業がより重点的に減税されてはいるが、その形態は相違しているのである。

その原因は、二十年代においては、資本蓄積の中心が軽工業であったのに対して、三十年代には素材重化学工業資本にその中心が移行したことによるものである。

このことを総資本営業利益率についてみると、表Ⅱ―8からわかるように、昭和二十年代後半には繊維工業の総資本営業利益率が鉄鋼業のそれをはるかに上まわっており、ようやく昭和三十一年になってそれが逆転している。そして、三七・三八年を除いて、「高度成長」全体を通じて鉄鋼業の利益率の方が高くなっているのである。利潤率が繊維工業より低い段階では、鉄鋼業にとって税率引下げによる減税の効果は全く希薄であるがゆえに、損益計算機構を通じて特定部門である鉄鋼業の第一次合理化を促進する減税政策がとられたのであるが、昭和三十一年代に入って、利益率が鉄鋼業において上昇し、利益金が増大するにつれて、税率引下げによる減税政策が有効となったのである。

このような、産業構造の変化に対応した減税形態の変化を通じて、産業構造の一層の高度化政策が可能となったのである。

重化学工業資本の強蓄積と租税政策（藤岡）

(1) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』レーニン全集
大月書店版第三卷 四四ページ